

《電子申告に住民基本台帳カード(住基カード)をご利用の方へ》

周知のとおり個人番号カード(マイナンバーカード)が 2016(平成 28)年 1 月以降発行がされます。これに伴い住基カードの新規発行は 2015(平成 27)年 12 月をもって終了となります。

なお、発行済の住基カードについては有効期限内は、引き続きご利用できます。また、マイナンバーカードを申請した場合には、カード受取時に住基カードは返却することとなります。

したがって電子申告時に住基カードが利用できない事にならないように十分にご注意ください。

日本税理士会連合会発行の税理士 IC カードの取得には、申請から1か月前後時間がかかりますので、十分余裕をもって対応をお願いします。

<参考>内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq3.html>

Q3-6 個人番号カードの受け取りに必要な書類はなんですか？



A3-6 個人番号カードの受け取りに必要な書類は以下のとおりです。

- ・通知カード
 交付通知書
 本人確認書類
- ・住民基本台帳カードをお持ちの方
 通知カード
 交付通知書
 住民基本台帳カード(返納)
 (2015 年 8 月回答)

Q3-12 番号制度が導入されると、住基カードはどうなるのですか？



A3-12 2016 年 1 月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行いません。2015 年 12 月以前に発行された住基カードについては、有効期限内は引き続きご利用いただけます。(2014 年 6 月回答)